

第1講 古代 —正誤問題の研究—

【A：教科書を見てみよう①】

律令法典の編纂

文武天皇の701(大宝元)年、刑部親王・藤原不比等らによって大宝律令が編纂された。その後、718(養老2)年には藤原不比等を中心に養老律令^①が編纂されたが、内容的には大きな変化はなかった。日本の律令は唐の律令を手本としており、律は刑罰法で唐律をほぼうけついでいるが、行政・訴訟などのさまざまな規定を含む令は、日本の実情に適したものとされている。また、律令制定ののちにも、その規定を補足・変更する格や、律・令・格の施行細則を定めた式が、おりにふれて制定・布告された。

① 大宝律令にかわって養老律令が施行されるのは、757(天平宝字元)年である。大宝律令は現存しないが、9世紀後半に編纂された『令集解』などによって部分的に復原されている。養老律令のうち、令は833(天長10)年に編纂された養老令の公定の注釈書である『令義解』などによってその大部分が知られるが、律は一部が伝わっているだけである。

【A：教科書を見てみよう②】

国域の拡大

中央集権国家の発展とともに、政府は支配領域の拡大もすすめた。当時、東北地方に生活する人々を蝦夷とよんで異民族とみなしていた政府は、7世紀半ば以降、彼らを征討の対象とした。孝徳天皇のときには北陸に淳足柵・磐舟柵が設けられ、続く斉明天皇に東北地方への遠征を命じられた阿倍比羅夫は、日本海沿いに秋田地方へと進出した。

8世紀にはいと、日本海側には712(和銅5)年に**出羽国**が設けられ、さらに733(天平5)年には秋田城が築かれた。一方、太平洋側では724(神亀元)年に**多賀城**が築かれて、ここに陸奥国の国府と鎮守府がおかれた。このころ、九州南部で政府に抵抗をつづけていた隼人に対する支配もすすみ、713(和銅6)年には大隅国がおかれたほか、種子(多嶺)島や屋久(掖玖)島をはじめとする薩南諸島の島々もあいついで服属した。

【A：教科書を見てみよう③】

新しい土地政策

律令制下の農民は、口分田のほか、乗田を国家から借りるなどしてそれを耕作した。しかし、調・庸の都への運搬(運脚)や雑徭などの労役負担はきびしく、当時の水田が自然の災害の影響をうけることも多かったのも、その生活は苦しかった。そのため、戸籍に登録された土地を離れる浮浪や、仕丁や衛士としておもむいた都から逃亡をおこなう農民も少なくはなく、また、政府の許可なく僧侶になったり(私度僧)、地方の豪族などのもとに身をよせるなどして税の負担をまぬがれようとした。こうして調・庸の滞納や品質の低下、軍団の弱体化がおき、その影響は見逃せないものとなっていった。

さらに、口分田の不足もあり、政府は農民に開墾を奨励した。722(養老6)年には百万町歩開墾計画を立て、翌723(養老7)年には**三世一身法**を発した^①があ

【B：河合塾のテキストから③】

■ 初期荘園の形成

□ 律令農民の抵抗

律令税制の過重負担 → 農民の疲弊(山上憶良「貧窮問答歌」)

農民の抵抗 浮浪・逃亡 私度(僧)

政府の税収減少・口分田の荒廃

□ 政府の対応

百万町歩開墾計画(722) 長屋王政権

三世一身法(723) 長屋王政権

新たな溝池による開墾 → 三世保有 旧溝池を利用した開墾 → 一身保有

墾田永年私財法(743) 橘諸兄政権

墾田私有を永世公認(位階別に開墾面積限定)

道鏡政権：加墾禁止令(765) → 光仁朝：墾田永年私財法復活(772)

□ 初期荘園の形成(8～9世紀)

荘園領主(中央の貴族や寺院)の直接経営

律令制に依拠 国司・郡司の協力を得て経営 輸租田

労働力は周辺農民や浮浪・逃亡農民(賃租経営)

9世紀には大部分が荒廃 ← 律令制の衰退

●三世一身の法(『続日本紀』)

(養老七年^①四月)辛亥、太政官奏すらく、「頃者、百姓漸く多くして、田池^{このころ}窄狭なり。望み請ふらくは、天下に勸め課せて、田疇^{ようや}を開闢せしめん。其の新たに溝池を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず給ひて三世に伝へしめん。若し旧溝池を逐はば、其の一身に給はむ」と。奏するに可とす。

①723年

●墾田永年私財法(『続日本紀』)

(天平十五年^①五月)乙丑、詔して曰く、「聞くならく、墾田は養老七年の格^②に依りて、限満つるの後、例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦し、開きたる地復た荒ると。今より以後、任に私財と為し、三世一身を論ずることなく、咸悉に永年取ること莫れ。……」

①743年 ②三世一身法をさす